



# 沼津市立門池中学校いじめ防止基本方針（令和7年）

## 関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約
- ・人権教育及び人権啓発に関する法律
- ・ふじのくに人権文化推進プラン
- ・「有徳の人」づくりアクションプラン

## 学校教育目標

### 大志を抱き突破を目指す生徒

## 人権教育の目標や指導の重点

- ・いじめを絶対に許さない雰囲気づくり
- ・互いに良い点を認め合い、足りない点を補い合うことができる生徒の育成

## 共感的な人間関係の構築

授業で関わり合い、学び合うことや道徳において共感的な人間関係を構築する。

## 校内連携体制の充実

教員同士が連携し、組織的に未然防止と早期発見・早期解決に取り組む。

いじめ不登校対策委員会の設置と学校としての具体的取り組み

## いじめを起こさせないために…

- ・個別の教育相談
- ・言語教育に力を入れ、コミュニケーション力を育み、健全な人間関係を構築
- ・人権教育の推進（自他受容・多様な価値観）
- ・いじめ撲滅スローガンの周知徹底

## 早期発見・早期解決へ…（重大事態化させないために）

- ・月末にいじめアンケートを実施（フォーム）
- ・年間で複数回紙面によるいじめアンケートを実施（記名・無記名両方実施）
- ・スクールカウンセラーが、入学時に全生徒と面談
- ・日常における生徒の兆候を全教職員で察知

## 事実確認などの対応の決定、情報の共有化

- いじめの判断は一人ではない。（学年主任、生徒指導主事等、教頭、校長への報告・協議）
- 全職員で情報を共有し、見守り、支援する。
- 誤ったいじめの認識とならないよう「門池中いじめ撲滅スローガン」を周知徹底する。

## 関係生徒からの事実の確認

- 共感的に聞き、事実を確実に確かむ。 ○複数の教員で対応し、個別に話を聞く。

## 「いじめ・不登校対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順などを検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

## 他の生徒への指導

- 新たないじめを防ぐための指導を行う。
- 傍観者もいじめを助長していることを一緒に考え、仲裁者や相談者に転換させる取組を行う。

## 地域・家庭・関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。（恐喝や暴力等の犯罪行為）
- 学校運営協議会を活用した地域との連携。

## いじめられた生徒、保護者への支援

- 生徒や保護者からの訴えや相談には親身になって応じる。
- いじめられた生徒の心のケアを行うとともに、今後の支援について検討する。

## いじめた生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。

生徒指導・教育相談等

地域、家庭、関係機関等との連携

継続的に指導、指導見直し、見守り

相談窓口（923-3900）教頭まで